

## 芝山町地域公共交通計画策定支援業務委託（その1）公募型プロポーザル実施要綱

制定 令和4年5月25日

（趣旨）

第1条 この要綱は、芝山町地域公共交通会議が発注する芝山町地域公共交通計画策定支援業務委託（その1）（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するために行う公募型プロポーザル方式による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公募型プロポーザル方式 参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- （2） 参加者 第9条第1項の参加表明書等を提出した者をいう。

（企画提案審査委員会）

第3条 本業務委託の公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により厳正かつ公平に契約の相手方を特定するため、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1） 芝山町地域公共交通計画策定支援業務委託（その1）公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という）の審査
- （2） 参加表明書等の審査及び企画提案書等提出依頼先の決定
- （3） 企画提案書等の審査
- （4） 受注候補者の選定
- （5） その他必要な事項

（審査委員会の組織）

第4条 審査委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 副町長
- （2） まちづくり課長
- （3） 福祉保健課長
- （4） 教育課長
- （5） 都市計画・市街地整備担当課長

2 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長はまちづくり課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。  
(会議)

第5条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。  
(書面決議)

第6条 前条に規定する会議は、次の次号のいずれにも該当するときは、委員に書面を送付し審議することをもってこれに代えることができるものとする。

(1) 書面により会議の内容が明確に理解できること。

(2) 委員長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定による会議の議決は、委員が提出した書面表決書の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 前2項に規定するもののほか、書面会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(公正な委員会の運営)

第7条 第15条に規定する事務局は、委員と参加者との間の接触又は利害関係等の有無について、審査委員会による企画提案書等の評価の前に、委員からの聞き取り等により確認するものとする。

2 受注候補者を選定するまでの間に、参加者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事務局へ通報することとし、当該参加者を評価対象から除外するものとする。

3 審査委員会が企画提案書等の審査に入った後に、委員から審査内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は、当該評価に関与しないこととする。

4 委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞退し、又は解任されるものとする。

(募集要項の公表)

第8条 会長は、本プロポーザルの公募を開始するときは、別に定める募集要項を芝山町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

2 募集要項は、次に掲げる事項を記載する。

(1) 業務目的

(2) 業務概要

(3) 参加資格要件

(4) 参加表明手続き

(5) 募集要項及び特記仕様書(案)に関する質問の受付及び回答

(6) 参加資格審査及び企画提案書等の提出依頼

- (7) 企画提案書等の提出
  - (8) 企画提案書等に関する質問の受付及び回答
  - (9) 企画提案書等作成に係る留意事項
  - (10) 提案金額の上限
  - (11) 参加希望者の審査
  - (12) 受注候補者及び非選定者に対する通知
  - (13) 提出書類の取扱い
  - (14) 失格又は無効の取扱い
  - (15) 契約等
- (参加の表明及び参加資格の確認)

第9条 本プロポーザルに参加しようとする者は、募集要項に定める参加表明書等を提出しなければならない。

- 2 審査委員会は、前項の参加表明書等が提出されたときは、当該参加者が募集要項に定める参加資格要件に適合するか確認し、適合すると認めるときは、当該参加者に対し、企画提案書等の提出を依頼するものとする。

(企画提案書等の提出)

第10条 当該参加者は、前条2項に規定する依頼を受けたときは、募集要項に従い、企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(審査の実施)

第11条 審査委員会は、第9条第1項及び前条の規定により提出された参加表明書等及び企画提案書等について、募集要項に定める基準に基づき、書類審査を実施するとともに、参加者による企画提案書等についてのプレゼンテーション及び質疑応答により、評価点を採点するものとする。

(受注候補者の選定)

第12条 審査委員会は、前条の評価点が最も高い者を受注候補者として選定するものとする。

- 2 前項の評価順位が第一位の者が複数いる場合は、別に定める審査基準のとおり受注候補者を選定するものとする。

- 3 会長は、前2項の規定により選定した者に対し、受注候補者に選定した旨を通知するものとする。また、選定されなかった者に対してもその旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第13条 審査委員会は、第12条第1項の規定により受注候補者を選定したときは、次に掲げる事項を芝山町公式ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 選定経過
- (3) 参加者数

(4) 受注候補者の名称等

(5) その他必要な事項

(特記仕様書等の作成及び契約の締結)

第14条 会長は、受注候補者と協議し、募集要項及び企画提案書等に基づき、本業務の特記仕様書及び設計書を作成し、予定価格を決定するとともに、受注候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び芝山町財務規則（平成13年芝山町規則第6号）の規定に準じ、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加表明書等の提出があった日から契約の締結までの間に募集要項に定める参加資格を有しなくなったとき、その他契約の締結が不相当と認められたときは、受注候補者との契約の締結は行わないものとする。

(事務局等)

第15条 本プロポーザルに関する事務局及び審査委員会の庶務は、企画空港政策課空港地域振興係において担当する。

(委任)

第16条 この要綱及び募集要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本業務委託の契約締結日限り、その効力を失う。